

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------------|
| 8 | 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛媛県は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

愛媛県知事

公表日

2026/1/26

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還管理 |
| ②事務の概要 | <p>母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした12種類の資金を無利子または低金利で貸付を行う制度である。</p> <p>具体的には、以下のとおり特定個人情報を取り扱う。(中核市を除く)</p> <ul style="list-style-type: none">①貸付金に係る申請の際に、申請者より個人番号の提供を受ける。②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークにより貸付金の承認要件の審査に必要な情報を取得する。③取得した情報により申請内容を審査し、審査結果に基づき貸付を行う。④貸付、償還関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。 |
| ③システムの名称 | 母子父子寡婦福祉資金貸付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表63の項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第34条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>〔 実施する 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <p>(提供)</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、161の項 <p>(照会)</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表88の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 子育て支援課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |

| | |
|-----|---|
| 請求先 | <p>【本庁総合窓口】 企画振興部政策企画局広報広聴課 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 089-912-2244</p> <p>【地方機関総合窓口】 四国中央土木事務所用地管理課 〒799-0404 愉媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-24-4455</p> <p>東予地方局総務県民課 〒793-0042 愉媛県西条市喜多川796の1 0897-56-1300</p> <p>東予地方局農業振興課(西条第二庁舎) 〒791-0508 愉媛県西条市丹原町池田1611 0898-68-7322</p> <p>東予地方局今治支局総務県民室 〒794-8502 愉媛県今治市旭町1丁目4の9 0898-23-2500</p> <p>中予地方局総務県民課 〒790-8502 愉媛県松山市北持田町132 089-941-1111</p> <p>久万高原土木事務所用地管理課 〒791-1201 愉媛県上浮穴郡久万高原町久万571の1 0892-21-1210</p> <p>大洲土木事務所事業管理課 〒795-8504 愉媛県大洲市田口甲425の1 0893-24-5121</p> <p>南予地方局八幡浜支局総務県民室 〒796-0048 愉媛県八幡浜市北浜1丁目3番37号 0894-22-4111</p> <p>西予土木事務所用地管理課 〒797-0015 愉媛県西予市宇和町卯之町5丁目175番地3 0894-62-1331</p> <p>南予地方局総務県民課 〒798-8511 愉媛県宇和島市天神町7番1号 0895-22-5211</p> <p>愛南土木事務所用地管理課 〒798-4194 愉媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 0895-72-1145</p> |
| | 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |
| | 連絡先 |
| | 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課ひとり親家庭係 089-912-2411 |
| | 9. 規則第9条第2項の適用 |
| | []適用した |
| | 適用した理由 |

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

| | |
|----------------|--|
| 連絡先 | 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2 愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課ひとり親家庭係 089-912-2411 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | []適用した |

適用した理由

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | | 令和7年12月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | | 令和7年12月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|---|
| [基礎項目評価書] | <選択肢> | 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [○]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [○]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|---------------------|--|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得と確認を徹底している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書等の廃棄 等 |

9. 監査

| | | | |
|-------|-------------------------------|--|-------------------------------|
| 実施の有無 | <input type="checkbox"/> 自己点検 | <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 | <input type="checkbox"/> 外部監査 |
|-------|-------------------------------|--|-------------------------------|

10. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|-----------------------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている | ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
|--------------|-----------------------------------|---|

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

| | |
|------------------|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> [十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 母子父子寡婦福祉資金貸付システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。 |

变更箇所